

VII 新型コロナウイルス感染症に係る支援策

1 新型コロナウイルス感染症による離職者等就労支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大により停滞した地域経済の再起を図るために、県内事業者が離職者等を雇用するために広告媒体を利用する事業に要する経費の一部を補助します。

(1) 対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等について、資格や職務経験を問わず、県内事業所での正規雇用の募集を行うために広告媒体を利用する事業。

(2) 対象経費

広告媒体（新聞広告、就職情報サイト、求人情報誌、チラシ）への求人情報の掲載等に係る費用。

(3) 補助率

人手不足の業種 3分の2

※福祉、建設、警備、運輸分野の対象職種に限る

その他の業種 2分の1

(4) 補助上限額

50万円

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ

TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

新型コロナウイルス感染症の影響により 経営の安定に支障を生じている県内中小企業の方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている県内中小企業者を支援するため、経営安定化サポート資金の「災害枠」に「令和2年新型コロナウイルス感染症」を指定し、資金繰りを支援しておりますのでご活用ください。

ご利用いただける方

次のいずれにも該当する方

- (1) 県内に事業所を有する中小企業者であること
- (2) 県が指定する災害等※により経営の安定に支障を生じているもの
(事業開始後1年未満の方を含む)

※令和3年4月1日から令和4年3月31日まで「令和2年新型コロナウイルス感染症」を指定しています。

融資の条件

■融資限度額	3,000万円
■融資利率	融資期間3年以内：固定年0.9% 融資期間3年超：固定年1.1%
■融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
■担保	必要に応じて徴求
■保証人	原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
■保証料率	原則年0.45～1.90% セーフティネット保証4号 0.95% セーフティネット保証5号 0.86% 危機関連保証 0.80%

信用保証料補助

次のいずれにも該当する場合は、県が保証料の30%を補助します。

また、一部の市町村では、県の保証料補助に加えて、保証料を補給します。

- (1) 経営安定化サポート資金「災害枠（令和2年新型コロナウイルス感染症）」を利用すること
- (2) セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証のいずれかの保証制度を適用すること

融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。

ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証※を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。
※セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の利用にあたっては、市町村の認定を受ける必要があります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

新たな雇用に取り組む県内中小企業者の方へ

県では、特別保証融資制度「選ばれる青森」への挑戦資金において、新たな雇用に取り組む県内中小企業者を最優遇金利により支援しておりますのでご活用ください。

ご利用いただける方

次のいずれかに該当する県内中小企業者（創業する者を含む）

- ① 常時使用する従業員（雇用期間の定めがない正社員）を2人（新規学卒者など一定の要件に該当する場合（※1）は1人）以上雇用する計画の事業を行う方
 - ② 創業や新商品開発など県が推進する前向きな取組（※2）で、かつ、①に掲げる雇用条件を満たす計画の事業を行う方
- 【 融資実行後原則6ヶ月以内に雇用し、かつ1年以上継続して雇用すること、及び法律上義務づけられている労働保険及び健康保険の加入が条件となります。】

（※1）一定の要件に該当する場合とは、新規学卒者のほか、障害者、中高年非自発的離職者、新型コロナウイルス感染症関連離職者を正規職員として再雇用する場合又は小規模企業者が雇用する場合が該当します。

（※2）詳しくは『「選ばれる青森」への挑戦資金のご案内』チラシ、または要綱・取扱要領をご確認ください。

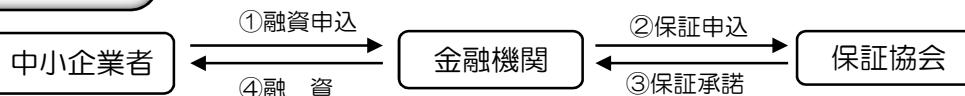
ご融資の条件

- 融資限度額 1億円
- 融資利率 ①年1.1%
②年0.9%（3人以上雇用する場合は年0.7%）
- 融資期間 運転10年以内（うち据置2年以内）、設備15年以内（うち据置3年以内）
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保証料率 原則年0.45～1.90%
(担保の有無等に応じた割引制度や、特別な保証料率が適用される場合有り)

利用後のお約束

- 融資実行後の雇用状況を確認するため、雇用開始時及び雇用開始後1年経過時点で、県（商工政策課）に対して、すみやかに雇用状況を報告することが義務付けられています。
※雇用開始後すみやかに提出する書類
①常用従業員雇用状況報告書（所定の様式）
②雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
③雇用契約書（又は労働条件通知書）の写し
④健康保険証の写し
⑤直近の労働保険概算・確定保険料申告書の写し
⑥新規学卒者等、一定の要件の者を雇用した場合は、それを証明する書類（卒業証明書など）
- 万一、雇用の要件を満たさない場合や、雇用状況の報告を怠った場合には、当初の融資利率が変更される（引き上げられる）こととなりますので、ご注意下さい。

融資の手続き



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。

ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

■取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

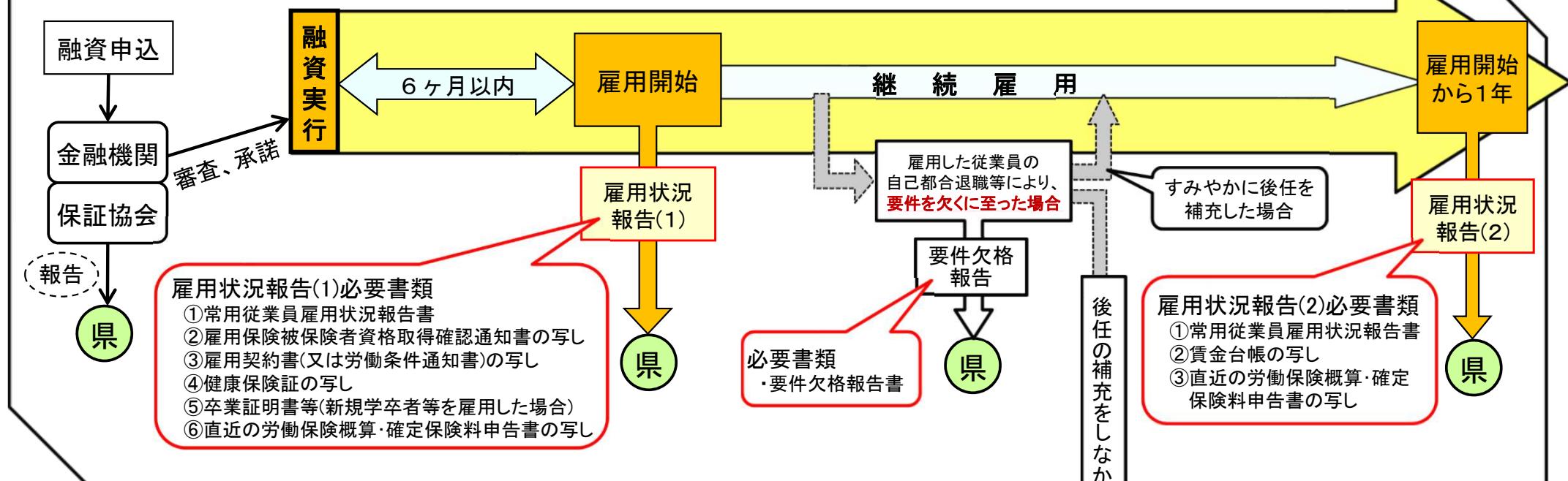
■問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368

■県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html> [青森県融資制度]

検索

「選ばれる青森」への挑戦資金(雇用創出計画)における雇用スキーム(イメージ図)

雇用の要件を満たすケース



雇用の要件

- 正社員として雇用すること
(雇用期間の定めがないこと)
- 労働保険及び健康保険に加入すること
- 融資実行後原則6ヶ月以内に雇用し、雇用開始後1年以上継続して雇用すること
- 雇用開始後及び雇用開始から1年経過後、すみやかに雇用状況を県に報告すること

雇用の要件を欠いた場合

融資実行
融資利率
1.1%
0.9%
0.7%

以下のケースに該当した場合は、
融資利率の条件が変更されます！

- 融資実行後6ヶ月以内に雇用しない
- 健康保険等に加入していない
- 有期契約の臨時雇用
- 雇用開始後の雇用状況報告なし
- 雇用開始1年経過後の雇用状況報告なし
- 雇用を1年以上継続しない

条件変更

変更後の融資利率(例)
金融機関所定金利-0.3%(*)

(*) 融資対象事業や雇用状況等により異なる場合があります。